

第 234 回

神奈川県都市計画審議会

議事録

平成 31 年 2 月 4 日 (月)

神奈川県本庁舎 3 階 大会議場

議 事 経 過

<開会>

【岸井議長】

ただいまから第234回神奈川県都市計画審議会を開会いたします。

初めに、本日の傍聴についてでございますが、傍聴人は1名でございます。本日は定員に余裕があるため、議事開始後の傍聴については議事運営の円滑な遂行のため、入室に係る実務を事務局に任せたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸井議長】

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、ただいまから傍聴人の方に入場していただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思っております。

<傍聴人入場>

【岸井議長】

議事に入る前に、傍聴人の方へ、傍聴をいただく上での注意を申し上げます。

事務局がお配りしました注意事項をよくお読みいただきまして、厳守くださいますようお願い申し上げます。なお、これに反する行為があった場合には退場していただく場合がございますので、御承知おきください。

ここで、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

福田大輔委員及び坂井文委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、案件の審議に入ります。

本日御審議いただく案件は、お手元の案件表に記載のとおり、全部で4件でございます。また、案件の審議終了後に報告事項が1件ございます。内容は「茅ヶ崎都市計画区域区分の変更に関する公聴会について」でございます。

議第4380号「海老名都市計画道路の変更（3・3・4号横浜伊勢原線）」、議第4381号「海老名都市計画道路の変更（3・3・3号下今泉門沢橋線）」及び議第4382号「綾瀬都市計画道路の変更（3・3・2号横浜伊勢原線）」の3件につきましては関連がございますので、一括して幹事の説明を求めたいと思っております。

よろしく申し上げます。

【福島幹事】

それでは、議第4380号「海老名都市計画道路の変更（3・3・4号横浜伊勢原線の追加）」、議第4381号「海老名都市計画道路の変更（3・3・3号下今泉門沢橋線の変更）」、議第4382号「綾瀬都市計画道路の変更（3・3・2号横浜伊勢原線の変更）」について説明いたします。

資料はお手元に議案書と図面集をお配りしていますが、説明はスクリーンを中心に進めさせていただきます。

初めに、議第4380号「海老名都市計画道路の変更（3・3・4号横浜伊勢原線の追加）」について説明いたします。

スクリーンには、海老名市を中心とした県央部の位置図を示しています。

海老名市は、北側は座間市、東側は綾瀬市、藤沢市、南側は寒川町、西側は厚木市に隣接しています。鉄道については、JR東海道新幹線、JR相模線、小田急小田原線、相模鉄道本線です。道路については、自動車専用道路であるさがみ縦貫道路、東名高速道路、新東名高速道路です。また、幹線道路である国道129号及び246号、そのほか県道です。

今回御審議いただく案件は、県道22号（横浜伊勢原）として供用している区間のうち、赤い線で示している区間です。

県道22号（横浜伊勢原）については、これまで横浜市、藤沢市などで都市計画決定を行うなど、順次4車線化の整備を進めてきました。海老名市においては現在2車線で供用していますが、都市計画決定していません。そこで、本区間について4車線化の整備に向けて、今回、新たに4車線の幹線街路として3・3・4号横浜伊勢原線を都市計画決定するものです。

本路線は県道であるため、県決定案件として本審議会で審議していただくものです。

次に、横浜伊勢原線に関する上位計画ですが、「海老名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「都市計画区域における都市計画の目標」において、県道22号（横浜伊勢原）沿道については「工業、流通業務、研究開発機能のほか、商業機能も兼ね備えた副次的な拠点の形成を図る」としています。また、「主要な都市計画決定の方針」において「本海老名都市計画区域は、県央の交通の要衝となっており、今後増大する広域交通に対処するとともに、区域内に集中発生する交通を円滑に処理するため、幹線道路等を配置する」とし、「主要幹線道路として（仮称）横浜伊勢原線については、計画の具体化に向けて調整する」としています。また、おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設として本路線を位置づけています。

同じく、横浜伊勢原線に関する上位計画である「海老名市都市マスタープラン」においては、「県道22号横浜伊勢原については、地域の産業活動を支える主要な都市幹線道路として、4車線化の拡幅改良整備等を促進します」としています。

続いて、図を用いて説明いたします。

スクリーンには、海老名市を中心とした県央部の位置図を示しています。

赤い線で示している区間が、今回、都市計画決定をする横浜伊勢原線です。

先ほど説明したとおり、県道22号（横浜伊勢原）では、藤沢市や綾瀬市などでこれまで4車線化が進められており、現在2車線で供用している本区間においても、道路交通の混雑緩和等を図るため4車線化が求められています。また、県道46号（相模原茅ヶ崎）では、さがみ縦貫道路海老名インターチェンジに接続する本区間の北側においても既に4車線化の整備が行われています。今回、本区間において横浜伊勢原線を都市計画決定し4車線化の整備を行うことにより、藤沢市域から海老名市域までの4車線道路のネットワークの構築を図ろうとするものです。

さらに、本区間において4車線化の整備を行うことにより、産業・流通拠点の形成に向け工業系企業などのさらなる立地が期待されます。

なお、県道46号（相模原茅ヶ崎）の西側につきましては、本区間と同様に、4車線化の整備に向けた都市計画の検討を行ってまいります。

続いて、赤枠の部分を拡大いたします。

今回都市計画決定する区間は、スクリーン右側の県道43号（藤沢厚木）と交差する用田橋際交差点から、スクリーン左側の県道46号（相模原茅ヶ崎）と交差する東河内交差点までの区間です。

現在の状況は、横断図に示しているとおり、幅員約14メートルの2車線の道路です。今回、延長約2,110メートル、幅員25メートル、車線の数4車線として横浜伊勢原線を都市計画決定いたします。この都市計画道路については、現在の道路を生かしつつ、鉄塔の移設を要しない道路線形にしています。

以上、横浜伊勢原線の内容としては、種別は幹線街路、名称は3・3・4号横浜伊勢原線、延長は約2,110メートル、車線の数4車線、幅員は25メートル、構造形式は地表式、以上でございます。

続いて、議第4381号「海老名都市計画道路の変更（3・3・3号下今泉門沢橋線）」について説明いたします。

改めて位置関係を説明いたします。

さきに説明した横浜伊勢原線です。

スクリーン左側の県道46号（相模原茅ヶ崎）は、3・3・3号下今泉門沢橋線として都市計画決定されています。今回、横浜伊勢原線を都市計画決定することに伴い、下今泉門沢橋線の東河内交差点の区域を一部変更するものです。

赤枠の部分を拡大いたします。

スクリーンには、現在の下今泉門沢橋線の区域を示しています。

今回都市計画決定する横浜伊勢原線と区域が重複しないよう、下今泉門沢橋線の区域を一部変更いたします。

以上、下今泉門沢橋線の変更の内容としては、東河内交差点における区域を一部変更するものの、路線の延長、幅員などに変更はございません。

続いて、議第4382号「綾瀬都市計画道路の変更（3・3・2号横浜伊勢原線）」について説明いたします。

改めて位置関係を説明いたします。

さきに説明した海老名都市計画横浜伊勢原線、海老名市と綾瀬市の行政界、綾瀬都市計画横浜伊勢原線です。

今回、海老名都市計画に横浜伊勢原線を都市計画決定することに伴い、用田橋際交差点部分の区域を一部変更するものです。

赤枠部分を拡大いたします。

スクリーンには、現在の横浜伊勢原線の区域を示しています。

今回都市計画決定する海老名都市計画の横浜伊勢原線と区域が連続するよう、綾瀬都市計画の横浜伊勢原線の区域を一部変更いたします。

また、これまで車線の数が定まっていなかったことから、今回の変更に合わせて車線の数を新たに4車線と定めます。

この道路の幅員構成については、海老名都市計画の横浜伊勢原線と同じです。

以上、横浜伊勢原線の変更の内容としては、用田橋際交差点における区域を一部変更し、車線の数を定めるものの、路線の延長、幅員などに変更はございません。

以上、議第4380号、4381号、4382号について、平成30年11月2日から16日まで都市計画案を縦覧するとともに意見書を受け付けたところ、意見書の提出はありませんでした。

また、これに関連する市決定案件としては海老名都市計画地区計画の変更が2件あり、平成30年12月20日開催の海老名市都市計画審議会において可決の答申がなされています。

なお、綾瀬市決定の関連案件はございません。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

【岸井議長】

ただいま幹事から3案件の説明がございました。

御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

【高見沢委員】

瑣末なことで申し訳ないのですけれども、1点、質問させていただきます。

最初の案件の説明で、鉄塔を移設しないことを強調されていましたが、図面集3ページの「本郷」と書かれている下側と上側に鉄塔が見えて、うまく線形を考えたなと思います。その鉄塔の移設をせずにとするのは、全体の都市計画決定のポリシーからして非常に重要なことだったのか、それとも、いろいろな要素があるんだけれども、うまく避けることによって、よりよい事業になるというような御判断だったのか、もしわかれば教えてください。

【岸井議長】

鉄塔を避けた理由、その結果としてどういうことが起きているのかという説明をいただきたいと思います。

【福島幹事】

スクリーンにお示ししているのが今の線形でございます。

基本的には委員のおっしゃるとおり、現道を生かした拡幅を考えております。ただ、事業サイドとも関連するのですけれども、鉄塔の移設にはやはり費用の問題、電波障害の問題や心理的な嫌悪感が発生するおそれもございましたので、移設しないことがベストだと考え、こういった拡幅で道路線形を決めていった経緯がございます。

【高見沢委員】

地元から、どうしてそういうふうにするのかといった意見は、最終的に出なかったということでしたけれども、特に問題にはならずスムーズに手続きが済んだと理解してよろしいでしょうか。

【福島幹事】

地元にも都市計画説明会を行っておりますが、このことについての御質問や御意見はありませんでした。

【岸井議長】

お手元の図面集の3ページ、ここが鉄塔の位置を示している図面ですよ。

【高見沢委員】

「本郷」と書いてあるすぐ左上のところですよ。

【岸井議長】

両側にうまく避けているということは、あらかじめ調整をしていたということでしょうか。

【福島幹事】

地元に入る前に東電と調整し、そういう形をとっていると聞いております。

【岸井議長】

ほかには、いかがでしょうか。

【坂井委員】

参考までに教えていただきたいんですけども、3・3・4号横浜伊勢原線のスライドだったと思うんですが、県道46号と国道129号の間は今後、検討されているという、赤いドットの矢印があり、4車線になる予定であるというお話がありました。国道129号の西側は既に4車線になっていて、この赤い矢印のどこ

ろだけがまだ4車線になっていないということですが、今回決定する部分を4車線にしますとかなり交通量が増えることも想定される中で、これからのことではありますけれども、ここの赤いドットの矢印の部分についてはどのぐらいの事業進捗なのか教えていただけますでしょうか。

【岸井議長】

今は計画決定していないが、赤いドットの矢印のある道路は将来どうなるのかについて、もう少し詳しく説明してほしいと。

【福島幹事】

県としては、県道22号横浜伊勢原の4車線化を藤沢市側から順次進めてきました。今回、海老名市域について事業のめどが立ったので、順次拡幅するために、都市計画を定めたいと考えております。当然西側についても、かねてからそういった検討はしているのですが、この区間についてはJ R相模線との立体交差や相模川の渡河部があり、県では予備設計などを行って、関係機関との調整を進めながら、事業化への準備を整えている状況です。

特に西側の2キロについて、今後、門沢橋線付近の地質調査、J Rとの協議、横断測量などを行っていきたいと考えているところでございます。

【坂井委員】

今の御説明にありましたように、やはりJ Rとの交差や、川を渡らなければいけないということで、距離的なことよりも難しい場所が2つぐらいあるのかなというのはこの図面からもわかりますので、西側の事業も着々と進めていただければと思いました。

以上、意見です。

【岸井議長】

これは、将来的には4車線にすることを計画されているという理解でよろしいんですか。これは都市計画課か事業課かはわかりませんが、将来的には4車線にするという方向で議論が進んでいると。

【福島幹事】

はい、4車線にするという方向で検討を行っているものでございます。

【岸井議長】

よろしいですか。

多分、なぜ今回一緒に計画決定しないのかという考えが、坂井委員の御質問の裏にはあるのだと思いますが、どうして今回、計画決定をやらないんでしょうか。

【福島幹事】

やはり藤沢市側から事業を進めていって、事業化のめどが立つ段階で都市計画を定めていくということです。この先については、今、関係機関との調整など行っている最中であり、区域を明示して都市計画を定めるという準備がまだ整っていない状況なので、都市計画について定められない段階でございます。

【岸井議長】

よろしいですか。

今、計画決定しようとする区間については、片側拡幅をされていますが、当然反対側は地元の説明されているという理解でよろしいんですか。事業課の方がいらっしゃいましたら、地元にもどのように説明されているか、説明をお願いしたいと思います。

【道路整備課 田代グループリーダー】

基本的には、両側拡幅といったところで地元には説明しています。

こちらの区間については、「改定・かながわのみちづくり計画」の中で事業化検討箇所に位置づけておりますので、事業課としてもまだこちらは、ルート of 検討や関係機関との調整などを行っていくところでございます。

【岸井議長】

今回計画決定しようとしている区間は、片側に拡幅ですよね。先ほど両側拡幅という御説明でしたが、それは違いますよね。

【道路整備課 田代グループリーダー】

お答えいたします。

今回のところは部分的に、障害物等を避けたような形で片寄せになっていますが、基本的な考え方としては両側拡幅でございます。地元にはそのように説明させていただいております。

【岸井議長】

地元の方は御存じだということでしょうか。拡幅する道路の反対側の方も理解されているということですか。

【道路整備課 田代グループリーダー】

はい。

【岸井議長】

ほかには何か御質問ございますでしょうか。

普通ですと、やはりこれは一緒に計画決定すべきものだと私も思うんですよね。

ぜひ早期に計画の検討を重ねて、地元調整に入っていただきたい。後ほど「こうではなかったはずだ」と言われてしまうのがお互いに一番困るので、用途地域もかかっている区域ですし、沿道利用の話もあるでしょうから、できるだけ早く計画を固めて地元調整に入っていただいて、速やかに計画決定していただくのがよろしかろうと思いますが、よろしいでしょうか。

【福島幹事】

できるだけ早期に都市計画できるように検討してまいりたいと考えております。

【岸井議長】

よろしく申し上げます。

ほかには御質問、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、採決に移りたいと思います。

議第4380号から議第4382号までの3案件につきまして、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸井議長】

ありがとうございます。

それでは、議第4380号から議第4382号までは原案どおり可決いたしました。

続きまして議第4383号ですが、建築基準法の規定によりまして、特定行政庁である横須賀市が当審議会の議を経るために付議されたものでございます。

準備が整えば、説明をお願いしたいと思います。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

横須賀市建築指導課長の桑島でございます。よろしく申し上げます。

着席して説明させていただきます。

議第4383号、横須賀市における「建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定」について御説明いたします。

お手元には「議案書」及び「図面集」をお配りしておりますが、引き続き、スクリーンを中心に御説明させていただきます。

最初に、本案件の計画の概要について御説明いたします。

本件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可を特定行政庁である横須賀市が行うに当たり、本審議会にお諮りするものです。

まず、施設の位置でございますが、計画施設は図に赤丸で示す位置にあります。

次に、施設の概要ですが、本施設はバイオマス発電所を新築するものであり、この施設における作業フローを御説明いたします。

本施設は、木質チップ等の燃料と産業廃棄物である木くずを破碎した燃料とを

合わせ、ボイラーで燃焼し、タービンを回し発電するものです。このうち木くずを破碎する処理施設が産業廃棄物処理施設に該当します。このことから、本施設において許可を得ようとするものです。

申請者は株式会社横須賀バイオマスエナジー代表取締役、興石 浩、申請地は横須賀市浦郷町五丁目2931番15ほか4筆でございます。用途地域は工業専用地域、主要用途はバイオマス発電所で、木くずの破碎施設が産業廃棄物処理施設に該当します。

申請理由は、当該バイオマス発電所において木質チップ等の燃料に加え、木くずを原料として受け入れ、その木くずを破碎する処理施設が産業廃棄物処理施設となることから、許可を得ようというものです。

次に、本案件の法令上の位置づけについて御説明いたします。

こちらは、建築基準法第51条の規定の内容です。

建築基準法第51条では都市計画区域内の「ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とあり、ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内で新築などをする場合においては、この限りでないとされています。

そこで、建築基準法第51条の規定により位置の制限を受ける政令で定める処理施設、及びただし書許可が必要となる政令で定める規模について、今回計画との関連を御説明いたします。

法第51条の対象となる政令で定める処理施設は、木くずの破碎施設で、処理能力が1日当たり5トンを超える施設が対象となります。今回の計画施設の処理能力は、1日当たり10時間の稼働で303.8トンとなるため、位置の制限を受ける政令で定める処理施設に該当します。

次に、法第51条ただし書許可が必要となる政令で定める規模ですが、工業専用地域に立地する木くずの破碎施設で、その処理能力が1日当たり100トンを超える施設が対象となります。今回の計画施設の処理能力は1日当たり303.8トンであるため、ただし書許可が必要な施設に該当し、本案件は都市計画で敷地の位置を決定していないため、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき許可の手続が必要とされているものです。

次に、今回の計画内容について御説明いたします。

初めに、1の位置図から以下の順に御説明いたします。

計画地のある横須賀市は、黄色で着色の箇所でございます。そして、拡大図の赤丸が計画施設の敷地の位置となります。

計画地周辺の赤枠の区域を拡大いたします。

位置関係でございますが、画面中央に横須賀市、近隣の自治体は、北に横浜市、西に逗子市が位置しております。鉄道としては京浜急行線、JR横須賀線、主な道路としては自動車専用道路の横浜横須賀道路、国道16号、都市計画道路の船越夏島線がございます。

赤色でお示しする箇所が、今回お諮りする計画施設の位置でございます。

赤枠で囲んだ区域を拡大いたします。

改めて、敷地の位置でございます。

赤枠でお示しする箇所が、今回お諮りする計画施設の位置でございます。

主な道路として都市計画道路の船越夏島線があり、敷地は西側で市道1638号に接しています。敷地面積は1万2,308.61平方メートル、計画地は工業専用地域内に位置しており、建蔽率60%、容積率200%が指定されております。

次に、本案件の配置計画について御説明いたします。

許可対象となる施設は、青色で示す木くずの破碎施設です。

その他、タービン棟など計5棟の建築面積の合計は、約4,455平方メートル、延べ面積の合計は約4,775平方メートル、そのうち許可対象部分の面積は約1,316平方メートルです。

木くずの破碎施設では、木くずや木質チップの荷下ろしから保管、破碎処理等を経てボイラーへ燃料を投入するまでの作業を一貫して行います。タービン棟では、ボイラーで生じた蒸気をもとにタービンを回して発電を行います。灰処理棟では、ボイラーで燃料を燃やした後に出る灰を一時的に保管し、適宜、灰の搬出作業を行います。管理棟は、発電施設の維持管理を初め廃棄物の搬出入管理や、作業員の休憩等に使用されます。倉庫棟では、現場内で使用する資材や消耗品等の保管が行われます。

本計画では、木くずの破碎施設の一部で木くずの破碎処理が行われ、この施設が産業廃棄物処理施設に該当し、許可の対象となります。

敷地周囲の状況ですが、北側は自動車工場の製品置き場、南西側は駐車場、南東側は海となっております。

また、敷地への搬出入は敷地西側の市道1638号から行います。

次に、緑化計画について御説明いたします。

緑色の部分が緑化する範囲となります。隣接地に対し景観的配慮を行うため、隣地境界線に沿って緑化をします。また、本市では、工場立地法に基づき定めた工場立地法市準則条例により10%以上の緑地率を求められておりますが、本施設では緑地率を10.59%設ける計画としていることから、基準を満たしております。

次に、排水処理計画について御説明いたします。

まず、雨水について御説明いたします。

敷地に降った雨水は敷地内の側溝に集水し、公共雨水側溝に放流します。また、汚水については、木くずの破碎施設、管理棟及びタービン棟からの生活排水は公共下水道の汚水管に接続し、発電施設から出た水は除外施設で処理された後、公共下水道に放流します。なお、灰処理棟及び倉庫棟では排水はありません。

次に、搬出入計画について御説明いたします。

搬出入ルートは2種類の経路で計画されており、大型車両が通行可能な経路①と、大型車両の通行が不可能な経路②がございます。

まず経路①についてですが、搬出入車両は国道16号から都市計画道路船越夏島

線、市道4318号を経由して市道1638号から敷地内に入場します。なお、退場時も同様の経路とする計画です。

経路②については、国道16号から都市計画道路船越夏島線、市道1637号を経由して、市道1638号から敷地内に入場します。なお、退場時も同様の経路とする計画です。

本計画による交通量への影響については、3地点において交通量調査を行っておりますので、その結果について御説明いたします。

本施設の稼働により増加する車両は、搬出入車両が69台、従業員の通勤車両が30台の計99台です。地点①②では、既存の交通量調査結果と施設稼働により増加する交通量から増加割合を予測したところ、最大でも2.4%でした。地点③では、既存の交通量が極めて少ないことから、施設稼働により周辺交通に与える影響は軽微であり、支障のない範囲と判断しております。また、搬出入車両の交通に際し、道路幅員などその構造においても支障はありません。

なお、本事項については神奈川県警察本部との交通協議も終了しております。

次に、処理工程について御説明いたします。

木くずを搬入する車両は西側市道1638号から敷地に入場し、計量台を経由して木くずの破碎施設に搬入されます。施設内に搬入された木くずは、受入保管場所で荷下ろしいたします。受入保管場所から重機で破碎機に投入され、破碎された後、選別機にて選別され、燃料として保管されます。この時点で木くずは燃料となり、廃棄物の位置づけはなくなります。

その後、別途購入された木質チップ、廃プラスチック等からつくられた固形燃料であるRPFと混合され、ベルトコンベアでボイラーへ投入されます。

木質チップ等の燃焼により生じた灰は灰処理棟に保管され、灰処理棟内で積み込まれた後、計量台を経由して市道1638号から搬出します。

続きまして、生活環境影響調査について御説明いたします。

当該施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の手続が並行して行われておりますが、この中で生活環境影響調査が行われておりますので、その内容について御説明いたします。

評価方法は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規制基準値と予測値を比較等しております。なお、予測値は、破碎機の稼働時間である8時から18時を対象としております。評価項目については、施設の稼働による影響として騒音、振動、そして大気汚染のうち粉じんについて実施しております。

まず初めに、施設の稼働による影響の騒音について御説明いたします。

騒音の予測地点は、敷地周囲の北側及び西側の敷地境界線上で検討を行った結果、最大値となる2点で予測を行っており、南東側は、深浦湾に面していることから予測の対象から除外しております。騒音は12台の機器等から発生し、これらの合成騒音の予測結果による最大値は地点1の65デシベルですが、県条例で定める規制基準値は75デシベルであることから、規制基準値を下回っております。

次に、振動について御説明いたします。

振動は4台の機器等から発生し、合成振動の予測結果における最大値は地点1の50デシベルですが、県条例で定める規制基準値は70デシベルであることから、規制基準値を下回っております。

次に、粉じんについて御説明いたします。

粉じん対策については県条例で一定の措置を講ずることが求められており、当該計画では、建屋内で作業を行う、散水設備を設けて散水を行うことの2つの対策を行っており、県条例の規制基準で定める措置を講じています。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る手続について御説明いたします。

この手続は横須賀市資源循環部で行われておりまして、本案件につきましては横須賀市の廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要綱に基づく事業予定計画書が平成30年7月25日付で提出されており、同年7月31日に結果報告書の提出があったため、事前調整手続を終えています。また、これを受け、同法に基づく施設設置許可申請書が平成30年8月30日付で提出されており、審査が終了次第、許可処分が行われる予定となっております。

最後に、横須賀市の意見でございます。

本案件につきまして、平成30年9月6日、横須賀市都市計画審議会に計画施設の立地について諮問したところ、平成30年11月16日付で異存ない旨の答申をいただいております。

議第4383号についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【岸井議長】

ただいま横須賀市から議第4383号の説明がございました。

何か御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

【福田委員】

搬入計画のところで、大型車と小型車と経路を2つに分けられていたと思うのですがけれども、分けられた理由をもうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。小型車の経路の交差点が180度ターンするような線形であるため、大型車が入れないからか、あるいはそれ以外の騒音等に配慮しての理由なのか、教えていただけるとありがたいです。

【岸井議長】

大型車と小型車の経路が違う理由はなぜでしょうか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

経路①は大型車と小型車が通れますが、経路②については大型車が通れない経路となっているため、分かれております。

【岸井議長】

道路側の理由で経路を2つとっているということですか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

そのとおりでございます。

【福田委員】

交通量調査地点②の交差点が曲がれないといった理由でしょうか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

経路②は、大型車が入れない道路となっているということです。

【岸井議長】

幅員の理由ですか、それともカーブの問題ですか。

【横須賀市建築指導課長】

幅員かカーブかは把握しておりませんが、交通規制上、大型車が入れない状況がございます。

【岸井議長】

よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見は。

【守屋委員】

議案書13ページの下段に理由が書かれていて、下から3行目に「本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難である」と記載があり、また、処理能力が1日300トン余りとなっているのですけれども、この事業の採算性や継続性や担保性をどのように捉えているのか。木質バイオマスの施設というのは、どの程度の木くずを受け入れるかということが事業の採算性の要因の1つになり、また、何年ぐらい稼働するかが重要だという話を聞きますので、その点について御説明をお願いいたします。

【岸井議長】

おわかりですか。

議案書の13ページ、一番最後のページです。「理由」の下3行に「民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であることから」という部分について、そもそも民間事業者がどのような計画を立てているのか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

本施設は発電施設でございます、バイオマスエネルギーを使った発電事業を行っております。その燃料として木くずを搬入して破砕するため、産業廃棄物処理施設となっております。

発電事業といたしましては、F I T制度、再生可能エネルギーの発電の普及に伴う費用についての制度を活用し、その制度を今後20年間利用する予定としております。その後についても事業を行わないというわけではなく、その後も発電施設を継続稼働する予定となっております。

【守屋委員】

F I Tを使うのはよいのですが、この木くずの搬入量、処理能力から搬入量の担保性をどの程度とっているのか。また、「都市施設として恒久性の担保が困難である」ということは、つまりF I Tの期限が切れた後は採算性の問題から事業をやめる可能性もあるため、都市施設として位置づけないという理解でいいのか。相反する部分があると思いますので、もう一回確認させてください。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

この施設自体、発電施設で、木くずの破砕処理のほかに燃料、木質チップなどを購入して発電します。したがって、発電事業をする間、木くずの搬入を継続するとも考えられるのですが、木くずの搬入をしなくても、燃料を購入することによって発電事業は続けていけるというように考えております。

【岸井議長】

よろしいでしょうか。

【守屋委員】

はい……、結構です。

【岸井議長】

民間事業者の計画上、事業を20年間続けることを考えられているということですが、その先の見通しまでははっきり読み切れない。継続したいということだけはおっしゃっているということです。

ほかには、いかがでしょうか。

【奥委員】

1点確認させていただきたいのですけれども、先ほど廃掃法上の生活環境影響調査の御説明がございましたが、この事業は県のアセス条例の対象ではないのでしょうか。そこを確認させてください。

【岸井議長】

県のアセスメントの関係とはどうなっているのでしょうか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

これは県のアセスメント条例の対象にはなってございません。

【奥委員】

規模要件に満たないということですか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

アセスの対象になるとすると、発電所の事業として対象となるのですが、この発電所は対象となる規模に満たないということでございます。

【岸井議長】

具体的な数字は何かありますか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

環境影響評価法の規模でいきますと、第1種事業で15万キロワット以上、第2種事業で11万2,500キロワット以上で、神奈川県環境影響評価条例では2万キロワット以上となっておりますが、今回のバイオマス発電所は6,950キロワットということで、アセスメントが必要な規模に満たないということになっております。

【岸井議長】

よろしいでしょうか。規模が少し小さいということですね。
ほかには、いかがでしょうか。

【沼尾委員】

現地の状況がよくわかっていないので、基本的なことで恐縮なのですが、先ほどの交通量の説明で、経路が2つあり、その次に調査の台数が出ていたのですが、これは基本的に、平日、休日や時間帯に関係なく、この台数ということで、全体としては0.6%や0.8%の増加なのですが、そもそもこの道路は渋滞が少ないところなのか。また、経路②で右折して入ることによる地元への影響について、警察と調整し、大丈夫という確認がとれているのかどうか、教えてください。

【岸井議長】

いかがでしょうか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

通常は渋滞のない経路でございます。そして、入場につきましては、入場するときに交通整理員を立て、入場優先で他の交通に影響を与えないようにすることで、警察との協議は終了しております。

【岸井議長】

警察との協議がしてあるということですね。
ほかには、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【大村委員】

搬入・搬出のことですが、近くにアイクルという施設がありまして、そちらでもトラック等の搬入があると思うのですが、その場合の経路は②を使って行かれるのか、経路①を使って行かれるのか、まずお伺いしたい。

【岸井議長】

おわかりになりますか。
横須賀市の……、何とおっしゃいましたか。

【大村委員】

リサイクルセンターです。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

横須賀市のリサイクルセンターは国道16号から夏島町に入っていきます。

【岸井議長】

ポインターがあれば、ポインターでお示しいただけるといいですが。
そこがリサイクルセンター。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

市道4318号に直接入る道には影響ありません。

【大村委員】

では、経路②から市道4316号に出ていくことはないのですか。国道16号から右折して、ずっと右へ行ってリサイクルセンターにトラックは行くということですか。

【岸井議長】

現在のリサイクルセンターの交通運用なのですが、わかりますか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

すみません、リサイクルセンターの経路はしっかり把握していないのですが、いずれにしろ、交通量調査の結果は先ほどのようになっているということでもあります。

【大村委員】

この計画台数だと、搬出入の合計が1日198台で、その台数がマックスだと、やはりリサイクルセンターの車両との兼ね合いもあるため、周辺住民の方へ交通渋滞等の影響が発生するのではないかと心配なのですが、大丈夫なのでしょうか。

【岸井議長】

重ねて交通について、問題がないかという御質問です。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

交通量調査を行ったところ、①の地点と②の地点では大きな影響がないという結論になっております。

【大村委員】

しかし、経路②の道路が狭く、大型車両が通れないため、小型車両だけということなら、仮に、リサイクルセンターのトラックもこちらから通ったときに、渋滞が発生するおそれがあると思うのですが、本当にこのままで大丈夫なのかという確認です。

【岸井議長】

今の御質問は、リサイクルセンターのトラックの問題でしょうか。

【大村委員】

それと、やはりこの廃棄物処理施設に来るトラックと一緒に重なったときにどういった状況が起きるか。

この地区は工業専用地域なのでさまざまな工場があり、物流業者もかなり通行すると思うのですが、その点を考えると非常に不安が残ります。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

そういうことも含めて交通量調査の結果、問題ないという結果が出たということでございます。

【岸井議長】

先ほどの交通量には、リサイクルセンターの車両も入っている理解でよろしい

ですか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

通常運行している車両は、入っています。

【大村委員】

以前そちらの工業地帯に食品か何かの工場ができるとき、やはり物流関係でいろいろ問題になったと思うのですが、それで今、横須賀市と県が連携をとりながら、国道357号の計画が出てきている中、やはり大幅にトラックの交通量が増えると、本当に計画どおりに渋滞の緩和が図られるのかどうか、将来的に非常に不安なのですが。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

現在の交通量の緩和にはなりませんけれども、全体への影響としては、今回こちらの産業廃棄物施設を建てるに当たっては軽微であると考えております。

【大村委員】

軽微であっても何十年も継続するもので、先々を考えるとやはりそういった部分を含めて考えていただきたい。あと、灰を搬出するときは飛散しないような対策をきちんととられるのか教えてください。

【岸井議長】

灰を搬出する際の工夫はどうなっていますか。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

灰につきましては、飛散ないようにコンテナに入れて、シートをかけて搬出いたします。

【大村委員】

今回許可するに当たって、やはりそういった部分についてきちんと対応しながらお願いしたいと思います。

【岸井議長】

皆様からいろいろ御心配をいただいておりますが、交通問題について、一応警察とはしっかりと協議されて、大丈夫だろうという御判断をいただいているということですね。

【横須賀市建築指導課 桑島課長】

はい。警察と協議も行って、問題ないという形で協議を終了しております。

【岸井議長】

よろしいでしょうか。

ほかに特に御意見がないようであれば採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議第4383号を原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸井議長】

それでは、議第4383号は原案どおり可決いたしました。

さきに御説明があったとおり、続いて報告事項がございます。

茅ヶ崎都市計画区域区分の変更に関する公聴会について、事務局から報告をお願いいたします。

【福島幹事】

それでは、茅ヶ崎都市計画区域区分の変更（田端西地区）に係る公聴会について報告いたします。

お手元に「報告資料」をお配りしておりますが、説明はスクリーンを中心に進めさせていただきます。

茅ヶ崎都市計画区域区分の変更につきましては、都市計画素案を平成30年11月16日から12月7日まで閲覧に供するとともに公述を受け付けたところ公述の申し出がありましたので、12月19日に公聴会を開催しました。本日は、都市計画公聴会開催要領に基づき、公聴会でいただきました公述意見の要旨と県の考え方について報告するものです。

今回は、スクリーンに示している内容について順次説明いたします。

それでは、茅ヶ崎都市計画区域区分の変更の概要について説明いたします。

まず、位置関係の説明です。

スクリーンには、相模川下流部の周辺市町を示しています。

こちらが行政界であり、相模川の東側は寒川町、茅ヶ崎市、西側は平塚市です。鉄道についてはJR東海道本線、JR相模線、JR東海道新幹線です。道路については、自動車専用道路であるさがみ縦貫道路、新湘南バイパスです。また、主要な道路として国道129号、国道1号、国道134号です。

赤枠で示しているのが、区域区分の変更を予定している田端西地区です。田端西地区は、寒川町の南西部に位置しております。

なお、茅ヶ崎都市計画区域は、茅ヶ崎市と寒川町で構成されています。

四角形で囲んだ範囲を拡大いたします。

赤枠で示しているのが区域区分の変更を予定している田端西地区、約24.7ヘクタールです。

本地区は、さがみ縦貫道路の寒川南インターチェンジに直結するとともに、地

区内を3・1・1号藤沢大磯線が東西に横断し、また、地区の東側は3・4・4号柳島寒川線に接する交通利便性の高い地区であり、第7回線引き見直しにおいて工業系の特定保留区域に設定した地区です。このたび本地区の土地利用計画が明らかになるとともに、組合施行による土地区画整理事業によって計画的な市街地整備が行われる見通しが明らかになったことから、市街化区域に編入しようとするものです。

次に、公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方について、書記より説明いたします。

【菊地書記】

それでは、公聴会での公述意見の要旨と県の考え方について説明いたします。

公聴会では、1名の方から御意見をいただきました。

公述申出書に記載された御意見の内容は「区域区分の変更による土地区画整理事業について」であり、その区分は「反対」でした。

今回は、県と寒川町の公聴会を合同で開催しています。

公述人の方は、スクリーンに示した10項目について県と町への意見を公述しました。このうち1番から3番が、県決定である区域区分の変更に係る意見です。公述意見の要旨と、それに対する県の考え方について順次説明いたします。

初めに、第6回線引き見直しで特定保留区域に設定した田端西地区を第7回線引き見直しで再度設定したことについての御意見です。

本地区は、第6回線引き見直しで特定保留区域に設定されたが、第7回線引き見直しの手続が開始されるまでの間に、計画的な市街地整備の見通しが明らかにならなかったため、市街化区域へ編入することはなくなると思っていた。しかし、第7回線引き見直しで特定保留区域に設定するための要件を満たしていたため、再び、特定保留区域に設定することとなった。このような要件があることは地権者には周知徹底されていない。第7回線引き見直しに係る公聴会で本地区を特定保留区域として設定することに反対する公述を行ったが、その公述に対する県の考え方は到底納得できるものではなかった。という御意見でした。

これに対する県の考え方は、7回線引き見直しに係る公聴会で同様の趣旨の御意見をいただき、県の考え方をお示しさせていただいたところですが、改めて説明します。第7回線引き見直しでは、県が平成26年1月に定めた基本的基準に適合している場合に、特定保留区域の設定をしました。本地区は、「寒川町都市マスタープラン」に新たな産業の拠点として位置づけられていること、本地区内にはさがみ縦貫道路の寒川南インターチェンジがあるなど工業系の市街地を形成すべき立地特性があること、組合施行による土地区画整理事業で整備を行うことについて全地権者の3分の2以上の賛同が得られていたことなど基本的基準に適合したため、第7回線引き見直しにおいて、引き続き本地区を特定保留区域として設定しました。なお、基本的基準はパブリックコメントの手続を経て定め、策定後は県のホームページ等で広く公表しています。また、寒

川町においても、説明会等の場を通じて地権者に周知してきたと聞いています。県の考え方は以上です。

次に、本地区内の農用地区域の除外についての御意見です。

本地区には、農業振興地域内の農用地区域に指定された農地が存在する。この土地は農業に特化した農業専用地域であるので、市街化区域に編入する手続とあわせて変更を行い、農地以外の土地とすることは理解できない。という御意見でした。

これに対する県の考え方は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業振興地域内の農用地区域に指定された農地は、農業上の利用を確保するために定められたものであることから、農業以外の目的への転用は厳しく制限されています。しかし、農用地区域に指定された農地を農業以外の目的に利用することが必要かつ適当であって、他の土地をもって代えることが困難である場合など同法に定められた要件を満たす場合は、市街化区域への編入にあわせて農業振興地域整備計画を変更し、農用地区域を除外することとしています。本地区内にはさがみ縦貫道路の寒川南インターチェンジがあるなど、工業系の市街地形成に適した立地特性があることから、工業地の拡大と物流環境を確保するため、「寒川町都市マスタープラン」においても新たな産業の拠点として位置づけられています。また、寒川町が平成30年2月に「寒川農業振興地域整備計画」を改定した際、本地区における開発に伴う農用地区域の減少の見込みについて記載が追加されています。こうしたことから、本地区内の農用地区域は市街化区域への編入にあわせて除外することとしています。

県の考え方は以上です。

次に、本地区における用途地域についての御意見です。

本地区の用途地域は工業地域とするそうだが、隣接の茅ヶ崎市の萩園字上ノ前地区は準工業地域に指定されている。なぜ、より一層土地利用制限のある工業地域なのか。南側の準工業地域と合わせるといふ考えはないのか。という御意見でした。

これに対する県の考え方は、本地区は新たな工業用地の創出を目的としており、幅広く、工業、研究開発及び物流施設等の立地を誘導し、工業の利便性の増進を図る一方、本地区内の既存住宅や店舗等も含めた土地利用を図ることなどを考慮し、工業地域を基本として、決定主体である寒川町が県と調整しながら検討を進めていくこととしています。本地区を市街化区域へ編入する時点では、詳細な土地利用計画や誘導する建築物が明らかではないことから、当面、無秩序な土地利用を制限するため、建築制限が厳しい用途地域として、工業専用地域を暫定的に指定することとしています。なお、隣接する茅ヶ崎市の萩園字上ノ前地区は、既存住宅の居住環境に配慮しつつ環境悪化が少ない軽工業の工場や物流施設を誘導する土地利用とするため、準工業地域へ変更したと茅ヶ崎市から聞いています。

県の考え方は以上です。

公述人の意見のうち、4番の「寒川町が定めた上位計画の周知について」から

10番の「準備会及び町に対する要望について」までの7項目は、全て区域区分の変更以外の町への意見であり、町が考え方を示す項目です。お手元に配付している「報告資料」の6ページから9ページに、町の考え方を参考に添付しています。

なお、町の考え方については、2月6日に開催される寒川町都市計画審議会に報告されます。寒川町が都市計画審議会に報告した後に、都市計画公聴会開催要領に基づき県、町がそれぞれ公述人に考え方を通知するとともに、ホームページで公表する予定です。

以上で、公聴会での公述意見の要旨及び県の考え方についての説明を終わります。

【福島幹事】

最後に、今後の都市計画手続について説明いたします。

今後は、今年度内に県の原案を確定しまして、関係省庁との事前協議や法定縦覧など所定の手続を進めた上で、次回の都市計画審議会に付議する予定でございます。

以上で茅ヶ崎都市計画区域区分の変更（田端西地区）に係る公聴会についての報告を終わらせていただきます。

【岸井議長】

ただいま事務局から報告がございましたが、何か御質問、御意見があれば御発言をお願いいたします。

特に御発言ございませんでしょうか。

【坂井委員】

報告資料の5ページの右側、「県の考え方」で御説明にもありましたが、5行目、6行目の「「工業専用地域」を暫定的に指定することとしています」という、この「暫定的」の意味を教えてくださいませんか。

【岸井議長】

5ページの上の段落ですね。「「工業専用地域」を暫定的に指定することとしています」この意味です。

【福島幹事】

市街化区域に編入する時点で同時に用途地域を指定することを、「暫定的」と言っております。基本的に、区画整理事業が進む中で、基盤ができ、土地利用計画が定まり、あるいは想定される企業などがわかるなど、事業の進捗とともに具体的な土地利用がより詳細にわかってきた段階で、それにふさわしい用途地域に変更していくというのが、編入する際の土地利用の定め方と考えております。

今回、市街化区域に編入する際は、事業の妨げにならないように建築制限が一番厳しい工業専用地域として用途地域を定めますが、これを「暫定的」と言っております。

【坂井委員】

パワーポイントの説明ではありませんでしたが、その同じページの下、「隣接地区における用途地域について」のところ、平成27年、隣接する地区は1回、暫定的に工業専用地域へ指定した後、平成28年に準工業地域へ変更している記載がございます。この記載があるということで、今回のこの地区についても暫定的に工業専用にしますが、準工業に変更する可能性があるということを示唆しているという理解でよろしいでしょうか。

【福島幹事】

お答えします。

暫定的に工業専用地域に定めまされども、将来的な用途地域については、準工業地域であるというお答えはしておりません。工業地域であるか、あるいは一部準工業地域であるか、どのような用途地域になるかは今後の土地利用計画や企業や地元の状況によって変更していきます。

その中で、これまでの方向性としては、工業地域を基本として、町が県と調整しながら検討を進めていくこととしております。

【坂井委員】

これは、A氏が「準工業地域という考えはないのか」という質問に対しての答弁であるので、A氏としては準工業地域になる可能性が多分にあるととれる答弁だと思うのですが、そういったことでよろしいのでしょうか。

【福島幹事】

先ほど、「県の考え方」の中で説明しているところですが、茅ヶ崎市の事例は準工業地域になったのですが、「本地区は」から始まって5行目、「工業地域を基本として、決定主体である寒川町が県と調整しながら検討を進めていく」ということで、基本は工業地域を考えながら、寒川町が検討していくとお答えしています。

【岸井議長】

基本的には工業地域を念頭に置いて議論を進めている。この決定は寒川町でよろしいんですか。

【福島幹事】

用途地域の決定は寒川町案件なので、県はその協議を受けて同意をするという役回りになっております。恐らく、それまでには寒川町が具体的な土地利用の

相談をし、県と調整しながら、決定は寒川町で行います。今は、工業地域を基本として進めていくというお答えをしておりますので、準工業地域になるというところはしないと考えております。

【坂井委員】

最終決定者は寒川町であることや、5ページの最後のところに、隣地はこういう経緯がありました、といったことを書かれると、A氏がどのように最終的に理解するかまではわからないんですが、やはりいろいろと御意見を述べられているA氏には、丁寧な説明が必要だと思います。今後、もうA氏とお話するようなことはないという理解でよろしいのでしょうか。

【岸井議長】

これからA氏とのやりとりが何かあるのかどうか。

【福島幹事】

基本的には、今回、都計審に報告した県の考え方については、県からA氏に直接説明は行いませんが、県の考え方の部分を送付したいと考えております。

【坂井委員】

長くなってすみません。

5ページ右側の部分にある県の考え方は全てA氏に書面で伝えるということですのでよろしいですか。また、今後の都計審までの日程ですけれども、この場で次に決定するまでの間に行われることは、関係省庁や県で行うということで、もうA氏との対話はないということでしょうか。以上、2点をお願いします。

【福島幹事】

お答えします。

今回はあくまでも公述人が出した意見に対する回答を都計審に報告し、公述人へ返しますということです。今後、国と事前協議して案を固めながら、法定縦覧で意見書を受付けるなど、都市計画手続の中で住民意見を反映する機会がございます。また、寒川町も関連案件がございますので、A氏と会ってお話をする機会もあるかもしれません。ただ、今、いつ、どこで何を説明していくということは決まっておりませんので、原案が整ったのち、もし意見書の提出があれば、その内容も踏まえて、次回の都計審に付議して御審議していただくと考えております。

【岸井議長】

委員の御心配の向きは、誤解されないようにお伝えするということだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかには何か御発言ございますか。

よろしいでしょうか。

特にこれ以上の御発言もないということでございますので、茅ヶ崎都市計画区域区分の変更に関する公聴会についての報告を終了いたします。

<閉会>

【岸井議長】

本日の議案並びに報告は以上で終了いたしました。以上で本日の審議会を閉会といたします。